

令和6年（2024年）4月から6月までの授業料の無償化に関する手続き

## 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請」について(オンライン申請)

就学支援金とは、高校の授業料を国が生徒に代わって負担する制度です。

「高等学校等就学支援金受給資格認定申請（以下、「新規申請」といいます。）」をし、認定された場合は、**令和6年（2024年）4月から6月までの授業料が無償となります。返済の必要はありません。**

○就学支援金の申請は「**高等学校等就学支援金オンライン申請システム**」（以下、「システム」といいます。）で**オンライン申請**をしていただきます。

○システムの利用には、入学時に配付した「ログインID通知書」に記載のログインIDとパスワードが必要です。

○オンラインでの申請方法については、「ログインID通知書」と一緒に配付した「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）マニュアル」をご参照ください。

※ **オンライン申請は、学校が定める期限までに済ませてください。**

※ **また、オンラインでの申請以外に書類の提出が必要な場合は、配付した封筒に入れて、学校の定める期限までに提出してください。**

※ **なお、インターネットに接続できる環境のない場合は、紙での申請も可能ですので学校事務室にご連絡ください。**

**審査結果については、5月中旬～6月頃に学校を通じてお知らせする予定です。**

## 【高等学校等就学支援金制度の対象となる要件】

保護者（親権者）等の令和5年度の「課税標準額（課税所得額）×6%—市町村民税の調整控除の額（**政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額**）」で計算される**算定基準額が304,200円未満**であることが要件です。

親権者が2名（父母）の世帯で2名ともに所得がある場合には、その2名の合計額で判定します。

令和5年1月1日現在で生活保護（生活扶助）を受給している世帯の生徒も対象となります。

ただし、支給限度月数は全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。

限度月数の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

**注意！**

**期限までに申請しなかった場合や、審査の結果要件に該当しなかった場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

## 【必ずお読みください】

◇就学支援金の申請が認定された場合、**無償になるのは授業料のみで、その他の学校諸費等は無償にはなりません。**

◇申請にあたっては、システムの記入上の注意及び留意事項をよく読んでから記入してください。

◇所得の確認対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

◇税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

## 書類の提出が必要な場合について

オンライン申請では、システムの画面上で保護者等全員のマイナンバーを入力いただくか、あるいは保護者等全員の個人番号カードを使用して自己情報を提出していただくかのどちらかを行っていただくため、原則書類の提出は必要ありません。

ただし、次の①～③に当てはまる方は、別途必要書類を学校事務室まで提出してください。

①過去に在籍していた他の高等学校で就学支援金を受けていた方

⇒受給資格消滅通知（お手元がない場合はお通りの学校事務室まで連絡してください。）

②生徒が4月1日時点で18歳以上かつ、主たる生計維持者1名で申請した方

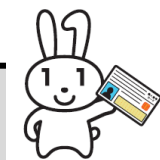
⇒生徒の保険証の写し

③収入状況の提出方法を「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択して申請した方

⇒生活保護受給証明書（※1）、マイナンバーカードの写し、課税証明書等

※1 3カ月以内に発行された原本が必要です。コピーは無効です。

また、令和5年1月1日現在で生活扶助を受給していることが記載されている必要があります。



### 【ご注意ください！】

◇今回の申請では、令和4年1月～12月の収入に基づく税情報が必要となります。

◇税の申告がされていないと、マイナンバーの提出があっても税情報が得られないため、審査を行うことができません。

◇結果の通知が遅れたり、最悪の場合は授業料を納付いただくこととなりますので、必ず税の申告を行うようお願いいたします。

## 保護者等について

所得確認が必要な「保護者等」とは、原則として「親権者」である父母です。

○離婚・死別などの場合は、親権者お一人分の所得確認をします。

○再婚の場合は養子縁組をされない限り、親権者はお一方のみです。（実親同士の再婚を除く）

○未成年後見人は、家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限りです。

○親権者や未成年後見人がおらず、保護者等が「主たる生計維持者」となる場合は、扶養関係の確認として生徒の健康保険証の写し等の提出が必要となります。

○生徒が成人している場合（※2）（成年擬制している場合を含む）や生徒本人の収入で生活している場合は、生徒本人を「保護者等」とします。

※2 入学時は未成年で、在学中に成人（18歳）を迎えた生徒については、保護者等の状況や生計維持者の実態に変化がない場合に限り、成年年齢に達する日以前の保護者であった方を引き続き「保護者等」とします。

### 【学校からのお知らせ】